（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（管理業務主任者証交付の申請） **第七十三条**　法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「管理業務主任者証用写真」という。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２・３　（略）	（管理業務主任者証交付の申請） **第七十三条**　法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「管理業務主任者証用写真」という。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２・３　（略）

（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿の備付け） **第九条**　法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿 ２　（略）	（帳簿の備付け） **第九条**　法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真をはり付けた運転代行業務従事者の名簿 ２　（略）